

2常任委員会連合審査会

平成27年9月25日（金）

午前9時10分～午前10時20分

議会大会議室

【出席委員】（経済産業委員会）重田音彦委員長、久米勝博副委員長、野中宣明委員、山田誠一郎委員、中野茂康委員、川原田裕明委員、千綿正明委員、中山重俊委員、嘉村弘和委員
（文教福祉委員会）堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 池田経済部長
- ・社会教育部 江副社会教育部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○重田委員長

おはようございます。ただいまから第87号議案 バルーンミュージアム(仮称) 整備・青少年センター移転改修(建築) 工事請負契約の締結について及び第88号議案 バルーンミュージアム(仮称) 整備・青少年センター移転改修(空調設備) 工事請負契約の締結について、経済産業委員会と文教福祉委員会による連合審査会を開会いたします。

それでは、審査に入ります前に注意していただきたい点を申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名をされてからマイクを御使用の上、発言してください。

それでは、審査に入ります。

第87号議案及び第88号議案を一括して審査いたします。

なお、バルーンミュージアム整備事業については、平成26年2月定例会において経済産業委員会から別紙のとおり附帯決議を付しております。この附帯決議を踏まえて、執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第87号議案 バルーンミュージアム(仮称) 整備・青少年センター移転改修(建築) 工事請負契約の締結について 説明

◎第88号議案 バルーンミュージアム(仮称) 整備・青少年センター移転改修(空調設

備) 工事請負契約の締結について 説明

○重田委員長

執行部から説明がありましたが、委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

○千綿委員

資料請求をお願いしたいと思います。

バルーンミュージアムの構想策定費用から土地の代金と青少年センターとバルーンミュージアム全部の金額を、幾らかかっているのかというのを資料としていただきたいと思います。

○池田経済部長

はい、御用意いたします。

きょう契約金額が上がっておりますが、予算ではなく契約金額を入れるということですね。はい、わかりました。

○山田委員

経済部にお尋ねしますけども、附帯決議で周辺施設の連携ということを出していますけども、佐嘉神社の西側ですね。徴古館とこの間の商店街がありますけども、あれが非常に景観的には余りよくないですよ。そこら辺、今後どういう計画を立てられているのか。

そして、このときに私たちが言ったのは、佐賀城本丸歴史館に来た方をバルーンミュージアムに誘導するというようなことも言っていたと思いますけども、具体的には今どういうことを検討されているのか、お尋ねします。

○池田経済部長

まず、松原公園のところでございますが、佐嘉神社から徴古館、それから、今は県有地でございますが、バルーンミュージアムに通ずるところでございますが、松原公園につきましては、実は今、第1期工事が終わったというところで、第2期工事まで含めた全体の計画について、国のほうに公園の認定をとるということで、計画を策定して提出をしておりますが、その中に、実は松原のマーケットをどうするかとか商店をどうするかとか、そういうことまで含めて、地主であります鍋島報効会と県とか私どもと一緒に協議した内容の絵を一旦出してはおります。

これをもとに、今回、第1期工事ということで、平成二十一、二年ぐらいですかね——に整備を行いました。その後、また鍋島報効会等につきましても、無理やり、今、お住まいになっているというか、商売されている方たちに出いただくということとはらずに、撤退される方について、順次そこを整備していくというような形で鍋島報効会としてはやりたいということでお話をされておりますので、今後、あそこら辺を再度、2次計画として整備するに当たりまして、時期を見て、鍋島報効会、県と一緒に全体的な整備計画が完成できるように双方とお話を進めているところでございます。

双方というのは、鍋島報効会と県双方でございます。

(発言する者あり)

答弁が欠けておりました。本丸からの動線でございますが、昨日も鍋島報効会の会長と、本丸と徴古館、佐嘉神社、松原神社との動線というのはやっぱり整備していかないといけないということで、佐賀城下ひなまつりを今回実施するに当たって、そういった点をどうやってつなげていくかということについて一緒に考えていくということで、昨日も協議をしたところでございます。

○重田委員長

そしたら、ちょっとお待ちください。

先ほど千綿委員から資料請求がありましたが、連合審査中にできますか。

○池田経済部長

本日中でよろしゅうございますか。連合審査中はちょっと厳しいかもしれないんですが、きょうの議案……。

○重田委員長

基本的にそれも含めて連合審査会をしておりますので、とにかく急いでください。

○池田経済部長

わかりました。急ぎます。

○重田委員長

そして、あれの場合は、また休憩してという形もありますので、よろしく願います。

○野中委員

この契約議案の工期が来年の8月31日までということなんですけど、まず、実際のバルーンミュージアムのオープン予定、この時期を正確に教えてもらっていいですか。

○古賀観光振興課長

現在、来年の10月1日をオープンの予定としております。

○千綿委員

契約検査課にちょっとお尋ねをしたいんですが、昨日までいろんな議論をしていたんですけども、基本的に、例えば、議会で契約案件が仮に否決された場合、3カ月後の議会に再度かけなきゃいけないようになりますよね、当然ながら。それを想定されながら議会にかけているのかどうか。例えば、否決がある可能性はゼロじゃないわけですね、基本的に。ということは、その余裕を持って3カ月の余裕は絶対ないとおかしいですよ、本来は。

それで、そういう考え方、要するに議会にかけるときの契約案件のかけ方の考え方として、本来、否決されてしまったら、次の議会もしくは臨時会を開くかしかないわけですよ。そこの考え方をちょっと教えてください。

○三島契約検査課長

契約検査課におきまして、入札案件、特に議会案件に付す場合につきましてございま

すけれども、まず、例えば今回の8月定例会に出すといった場合、この場合におきまして、入札が不調になるという可能性もございます。ですから、それを踏まえた上で、まずスケジュールを組みます。

もし不調になった場合は、それに基づいて、こういったスケジュールを組んでというふうなところを想定した上で全体のスケジュールを押さえて、そして、例えば、もし1回目の入札で不調になれば、当然、再入札をして、設計の見直しとかをやった上で、例えば、追加議案にするとか、あるいはそれが間に合わなければどうしても議会にお願いをしてというふうなことは当然考えた上でやっております。

私どもも、議会に出す以上は、ぜひとも御承認をいただきたいということでやっております。ですから、もしそういうふうな事態になった場合ということになりますれば、当然、議決いただけなかったということになりますれば、また次の議会とかについてスケジュールを組んでということにはなると思っています。

○千綿委員

だから、例えば、今度、仮に12月議会まで延びたとするじゃないですか。延びたとしたときには、要するにオープンが間に合わないわけでしょ。3カ月ずれるわけですよ。

3カ月ずれるということは、本来8月末の完了で10月のオープンということは、もう当然間に合わないわけですよ。間に合わないということを想定——仮にですよ、逆にもう臨時会しかないじゃないですか。極端な話ですよ。

でも、臨時会といえ、その直近でまたやり直しとかやると手続上の問題がいろいろあって、そんなに早くはできないと思うんですが、だから、要は何が言いたいかということ、なったことを想定されているのかどうか。例えば、そういうことも想定されて、スケジュールを組まれているのかというのをちょっと聞きたいんですが。

○三島契約検査課長

先ほど申し上げましたように、我々も議会に案件として出した以上は、まず御可決をいただきたいということです。ただ、そういう場合もないかと思えます。

そしたらば、それに合わせたところで、当然スケジュールは考えないといけない。あるいは、後ろの工期という部分も考えますと、例えば、業者の方にはつらい部分もあるかもしれません。例えば、土日、今はできるだけ土日とかも休みをとりたいと、そういった労働環境の改善というのでも求められております。ですが、工期といった場合に、そういったところで業者の方に例えば御相談をする、あるいは工期が8月31日というのを例えば1週間か2週間でもずらすことによって、オープンに支障がないようにやると。そういったことは当然考える必要があるというふうに思っております。

○山下明子委員

この87号、88号それぞれのことで、吹き抜けになるんですよね。建物そのものの中で、大きい展示とかをされるんじゃないかと思うんですが、全体として、一番お金がかか

る部分がどういう工事になっているかという、87号については、契約のほうでどれぐらい見積もっておられるのかということと、それから88号議案に関して言うと、空調は吹き抜けとの関係だとか、それから青少年センターだと音楽室の防音関係だとか、いろいろ個別の部屋がたくさんできてくるわけなんですけど、そこら辺の熱効率といいますかね、そういうことだとか、その分け方だとか、どういうふうな考えのもとで設計というか、考えをされているかということをごちゃと教えてください。

○建築住宅課建築一係長

まず、バルーンミュージアムの建築工事における費用が一番かかった点ですが、主に内装工事が半分以上を占めております。

既存の建物が物販店ということとして、冷凍冷蔵庫を置くスペースとか、以前あったところを全て撤去いたしまして、そこに壁をつけたり、床をカーペットに張りかえたりとか、天井を全部やりかえたりとかいうことで内装についてほとんど費用がかかっております。

その代わり、構造体、柱とかはりについては費用がかかっておりません。

ただ、エスカレーターが1階、2階、3階までございますので、先ほど委員さんおっしゃられた1階、2階は吹き抜けを設けております。

ただし、3階についてはエスカレーターの吹き抜け部分を床にしまして、青少年が集まるようなスペースの場を設けているところです。

それともう1つ、2点目の質問の空調関係ですけども、吹き抜けにすることで空調の効率が悪いのではないかという御質問だったと思いますけど、空気調和につきましては、冷たい空気が下のほうに下がっていきます。温かい空気は上のほうに逆に上がっていきますので、冬の暖房については、上のほうで空気を吸ってまた下に吐き出すような感じで循環するような形で設計をしております。夏は逆になりますけどですね。

あと結露の問題もございますので、建物の西側においてガラス張りにしておりますので、その結露が発生する可能性がございますので、そこには結露しないように、風を吹き当てて空気調和を行っているところです。以上です。

○重田委員長

3階の青少年センターの音楽室とか個室が多いその点については答弁がありませんでしたので、お願いします

○建築住宅課建築一係長

済みません。3階の青少年センターの音楽室につきましては、音を漏らさないように工夫するというので、床、壁、天井を宙に浮かしているというか、床を直接音が伝わらないような工夫をしておりますし、壁も吸音性の高いグラスウールという素材を使って音が漏れないような対応をしております。

天井につきましても、グラスウールを充填して音が漏れないように対応しております。

空調についても、空調のダクトから音が漏れる可能性がありますので、そのダクトにつ

いても音が漏れないような工夫で、そのグラスウールを巻いたりとかという工夫をしています。以上です。

○山下明子委員

そうしますと、87号議案関係なんですけど、1個1個の契約の業者を選定するに当たっての考え方は、全体工事をどういうふうにするかとかいう考え方で選んであるのか、それとも——それともと言ったらおかしいんですが、1個1個の工事一つ一つを項目を上げながら、これはどうかとかそういうチェックもほかの業者との関係でされているとかか、その辺はわかりますか。

つまり、例えば、部材のコストがかかるから、この工事、同じ工事をやってもこちらのほうが高いとか、そういうことって起きてくると思うんですけども、何を選ぶかによってとかですね。今、グラスウールとか言われたんですが、そのほかのことも含めて、ちょっとこの話を聞いたのは、東京オリンピックが近づいてきたために、いろんな資材コストが非常に上がってきているという話を聞いたんですけども、そういうふうな絡みだとかなんかで、業者によっては、これだと高くなるとか、これだと安くなるとか、そういうふうな動きがあるというふうなことを聞いたんですけども、そういうところなんかも把握されているんでしょうか。

○建築住宅課建築一係長

建築工事における設計——建築工事をするときに、まず設計を行います。そのときに材料選定を行いますけども、やはり高騰しそうな材料というのはなるべく避けるように設計をしてですね。

ただ、高騰しているけれども、どうしても使わなければならないコンクリートとか鉄筋とか鉄骨については、もうその材料を使うしかないということになります。

ただ、グラスウールのほかにもいろいろと断熱とか吸音とかする材料がございますけれども、昔は石油の高騰でグラスウールが高かったりとかいうこともございましたので、材料の選定に当たっては、安価で一般的に流通している材料、特殊の材料ではないものを使用して設計しているところです。以上です。

○松永憲明委員

88号議案の空調関係なんですけども、特に青少年センターの空調についてお伺いしたいんですが、先ほど音楽室だけの話だったんですけども、それぞれ使用目的が違う部屋が3階部分はあるわけがございます。

そうしたところ、利用者等のことも考えて当然部屋ごとの空調になっていくと思うんですね。使用していないときは空調は使わない、使用中は使うという形になるんじゃないかと思うんですよ。

そういうようなことになっているのかどうかの確認と、先々この利用者負担ということも考えられてのことなのか、そこら辺をお願いします。

○建築住宅課建築一係長

青少年センターの各部屋におきましては、各部屋ごとにスイッチを設けております。

各部屋に公民館で使用しておりますコインタイマー、お金を入れたら、30分か1時間稼働できるような装置を設けております。以上です。

○山下明子委員

済みません。今のコインタイマーのことなんですが、学習室、フリーの学習室があると思うんですけども、個人で来たときに誰が払うんだという話になっていくと思うんですね。そこら辺は、センターとして使う時間は常時使えるようにしておく必要が本当はあると思うんですけども、その辺はどう考えておられるのでしょうか。

○中島社会教育副部長兼社会教育課長

青少年担当の社会教育部でございます。

先ほど山下委員から御質問ありました件ですけど、コインタイマーをつけるのは公民館と同じような形で、貸し室みたいな感じの会議室とか調理室、音楽室等につけます。

学習室とかフリースペースについては、コインタイマーは設置せずに通常の空調で対応していきたいと考えております。

○高柳委員

質問します。

現在、マルキョウビルが築何年なのか。この工事を伴ってできて、完成の暁に、これより何年ぐらいの耐用年数を考えておられるか、お聞きします。

○池田経済部長

建築は平成10年だったと思います。ですので、現在、建築から17年たっていることになります。通常の建築ですと、建築の専門のほうで、40年ぐらいですかね。

○建築住宅課建築一係長

耐用年数につきましては、その施設の利用、活用の頻度によって、やはり摩耗のぐあいとか、メンテナンスの有無によって寿命が変わってくると思いますけど、税の減価償却でいくと40年、37年だったかちょっと記憶にないですけども、40年ぐらいは可能じゃないかと思っております。

○高柳委員

この工事終了後、来年の10月にオープンしますよね。それから40年ではないんでしょ。

○池田経済部長

今、耐用年数、これは法定の耐用年数ということで減価償却なんかを使う数字でいうと38年だったかなと思いますが、これは建築から38年ということですので、平成10年に建築されてから、法定の耐用年数が38年ですということですので、じゃ、38年たったら壊れるかということ、そういうことではないと。

現状では十分今後使えるということで、私どもは購入したわけではなくて、建物はただ

でいただいたのですが、そういうことであそこを使うということで確認しましたので、法定耐用年数から見ても、今から20年は十分に対応できるということでございます。

ただ、これはもちろん使用の仕方、それからこれからのメンテの仕方によって随分変わるものであるというふうには考えております。

○川原田委員

私たちが平成26年2月に出した附帯決議の中の2番目で、先ほど部長からずっと説明がありましたけれども、懸念をされていた騒音はさほど気にはならなかったけれども、インフレーターのほうがということで、私も囲まれているところでやるから、インフレーターが気になるかなと思ったら、案の定そうやったんですけども、今後検討するということですが、例えば今の段階ではどういうことを考えておられるのか、まだ決まっていないのか。それとあわせて、非常に騒音のほうに言っているようですけども、そのほかにもこの前、試験的に住民の方に集まってやっていただいたという中で、騒音以外にも何か苦情めいたことがなかったのか、例えば、こういうふうな動線やったら、将来的に何か問題が出てくるよねとか、そういうふうなことがなかったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○古賀観光振興課長

今御質問ありましたけれども、騒音以外ということで苦情ではございませんが、この北側にカトリック幼稚園がありまして、そちらの方とお話をしたときに、気球の姿が見えると子どもたちが結構そちらのほうに注目して気が散るということで、幼稚園の勉強の時間にこれをすると、ちょっと子どもたちの気が散るのではないかという懸念が示されました。

その件につきましては、我々も勉強の時間とか、そういったものを把握してその時間にかぶらないような時間を設定するとか、そういった工夫は今後必要かなというふうには思っております。

○川原田委員

あそこの搭乗体験については、もう半分常設みたいなものですから、例えばインフレーターを使わない方法で、私は素人考えなんですけども、送風機等で対応ができないのかなと。固定して、蛇腹か何かを引っ張ってきて、それで風を送るとか、そういう考えはあるのかなのか。

○古賀観光振興課長

インフレーターを全く使わないで気球を膨らますというのは、ちょっと物理的に難しいと。ということで、インフレーターそのものは使うことになると思いますが、今、調査をしておりますのが、なるべく音の小さいインフレーターがないとか、それとかインフレーターの使い方ですけども、今、羽の枚数とかそういったものによっても若干違いがあるようですので、今後研究をしていきたいと思っております。

○千綿委員

まず、バルーンミュージアムと青少年センターの年間の維持管理コスト、ランニングコ

スト、これを出していただきたいということと、青少年センターについては今の運営コストと比べたらどのくらいになるのかということのを教えてください。

バルーンミュージアムについては、入場料と来場者数の予想ということをお願いしたいと思います。

それと、青少年センターの跡地利用はどういうふうなことを考えられているのか、とりあえず2点をお願いします。

○古賀観光振興課長

まず、入場者数の目標ですが、当初は年間7万人ぐらいを目標にということで考えております。

入場料につきましては、今、他の施設等を調査しながら設定を考えておるところです。

維持管理コストなんですけど、入場料とも絡んでくるんですけども、開館日数とか開館時間、このあたりで大分差が出てくると。職員のシフトの問題もありますので、当然午前から開いて夕方、夜まであけるというような時間になった場合は、2人のシフトになるというようなこともありまして、そこのほうを積算しております。

また、その分の予算を我々組まなければなりませんので、そちらのほうを、先ほど言いましたように他の同類の施設等も調査をしながら、今積算をしているところでございます。

○中島社会教育副部長兼社会教育課長

青少年センターの管理運営でございますけど、管理の具体的なところをまだ詰めておりませんので、管理運営経費が幾らになるのかというのは整理をしております。

それと跡地につきましては、現在、移転後、平成28年度以降については、くすの実が若干残ります。その後、解体という格好になると思いますが、解体後について、まず、整地をしまして、その後、地元との関係もございまして、公民館等との建てかえ等々で整理をしていきたいということで考えております。

○千綿委員

入場料の件に関しては経済産業委員会の中でもずっと指摘していることですよ。検討がなされないというのが少しちょっと遅いなという気がするんですが、基本的にああいう展示場は中の企画展なんかをいろいろ変えていかないと、要するにリピーターが来ないじゃないですか。そういった費用とかも算定をされているんですかね。

要は、同じ品物をずっと展示していたら、もうリピーターは来ないですよ。当然ながら、新しい企画というのをどんどんやっていかないと、ああいうミュージアム関係はリピーターは来ないと思うんですが、その費用とかも含めて、再度、運営費、ランニングコストをどのくらい見られているのか。

○池田経済部長

検討をしていないわけではございません。

ただ、これは条例案件になりますので、まだ、皆さん方の前で御説明をできる状況には

ないということで、できればバルーンミュージアムだけでランニングコストを、入場料収入だけでそれをペイさせるというのは非常に難しいかと思っておりますが、実際その経済効果でありますとか、中で物販とかなんとかも行います、飲食物販も行いますので、そういったことを含めて、市内の経済効果まで合わせれば、バルーンミュージアムができて負担がふえたということがないような形に持っていきたいと思っております。そういった意味で、かなり詰めて計算をしているところです。

それから、今委員おっしゃったように、企画展というのは、年間やっぱり何度かやっていかないといけないと思っております。そういった点についても、海外の同じようなバルーンミュージアムとも連携を図って、今、そういった企画展、開館当初の企画展については、今もうおおむね詰めていっているところがございますけれども、その後の企画展については、年間にやっぱり何度かやっていかないかというのについては考えているところです。

○千綿委員

商工ビルのときもそうだったんですけど、当初7万人の予定が5万数千人という、もう見込みが甘いんですね。だから、そこら辺をちゃんともう少し算定をしてやってもらわないと、当初目標は7万人ですと言ったのが、ふたをあけてみたら5万4,000人ぐらいでしたっけ。たしかそう報告書に載っていたと思うんですが、見込みがよかごとやっぱり言われよごたっ気のするわけですね。

委員会の中ではそがん言うて、実際は違うやったって、それは見込み違いでしたので終わってもらったら困るわけですね。

だから、そこをちゃんとやっぱり言ったからには7万人を目標としてやってもらわないと、結局、経済効果も波及しないわけですから、そこら辺はもう少しシビアな感覚でちゃんと目標設定をして、そして、入場料、ランニングコストも含めて、部長言われたようになるべく市役所の重荷にならないような形、何でもつくってはいいいんですけど、ランニングコストがやっぱりかかってくるわけですよ。そこはもう往々にしてわかられていると思うんで、そこは十分考えていただきたいと思います。意見として。

○平原委員

3点お伺いいたします。

今、附帯決議についてそれぞれ3つの取り組みを示されましたけれども、1月24日に係留飛行をやったということではありますが、地元との協議ですね、いろんな声が上がってきたんだろうというふうに予測するんですけども、どういう協議を重ねてこられたのか、どういう要望があってどういう対応をしてきたのか、それが1点。

それと、87号と88号議案ですが、まず87号議案については、結果的に上滝・森永特定建設企業体、JVですね。それと吉村・小柳となっていますけれども、ほかの業者の応札金額といいますか、それを示していただきたいというのが2点目。

3点目でありますけれども、これは建築と空調設備と分けていらっしゃいます。通常、佐賀市は分離発注という形で、電気工事と給排水設備工事は分離発注でこれまで出されてきたんだろうというふうに思いますが、今回はそれを分離発注されていないのでありますが、その理由をお聞かせください。

○古賀観光振興課長

まず、一番最初の係留のことに関する御質問ですけれども、地元との協議ということですが、1月24日、25日に2日間行いましたものにつきましては、まずここで気球の係留をやった場合にどのような影響が出るかということを実験的に1回試しにやってみようということで行ったものです。

その際、まず、地元の周辺の自治会長さんあたりに回りまして、こういったことでやりますと、やらせてくださいということをお願いをいたしました。

そして、地元にお知らせをいたしまして、この日にやりますのでどうぞ来て見てくださいということで、ここで気球を係留しますということをお知らせして行いました。

かなりの人がこのとき来ていただいて、実際に係留にも乗っていただいております。その際に、いかがでしたかということもお伺いしておりますし、対応といたしますか、そのときにはそういった苦情等もなく、我々もやっている最中も周りをずっと回りまして、音の影響ですとか、そういったものがうるさくないかとかいうのは見回って調べました。

大した影響はなかったんですが、その後、部長からも説明がありましたけれども、どちらかといえば、バーナーは全然よかったけども、インフレーター音がちょっとうるさかったと。これは早朝でもありましたので、余計に音が響いたというのもあると思います。

そういったことがありましたので、先ほども御説明いたしましたように、今後その辺を踏まえて、対策を研究していきたいというふうに思っております。

○三島契約検査課長

87号議案と88号議案の各それぞれの業者の入札金額をお答えさせていただきたいと思っております。

まず、87号議案の建築工事に係る分でございます。税抜きで申しわけございません、言わせていただきます。

落札しました上滝・森永が7億2,310万5,000円でございます。

次点でございますけれども、松尾・大洋JVになります。

金額でございます。7億2,380万円でございます。

3つ目が中野・丸福特定JVでございます。こちらのほうが7億9,000万円でございます。

上滝・森永が7億2,310万5,000円、松尾・大洋が7億2,380万円、中野・丸福が7億9,000万円でございます。

続きまして、88号議案、空調設備の各業者の入札金額でございます。

落札しました吉村・小柳JVでございますけれども、こちらのほうが1億5,443万1,000

円。

次点でございますけれども、佐電工・田島興産 J Vでございます。1億5,555万1,400円でございます。

その次が、栄城・古賀設備 J Vでございます。1億5,260万円。ただし、この1億5,260万円というのは最低制限価格に該当いたしましたために、落札者とはなることができなかつたということでございます。

続きまして、松尾工業・パイプライン J Vでございます。こちらのほうの金額が1億6,239万円でございます。

その次が、九電工・有明電設 J Vでございます。こちらが1億6,900万円でございます。

もう1社参加がございまして、佐賀配管工事と本田設備の J Vでございます。こちらのほうは、入札する際に入札金額を書いた入札書と積算の明細を書いた内訳書を提出していただいております。そちらのほうに会社の印がなかったということで、この分につきましては無効ということになっております。

それぞれの業者の金額については以上でございます。

○建築住宅課建築一係長

分離発注をしているかという御質問ですけれども、バルーンミュージアム・青少年センターにおきましても、通常どおり分離発注を行っております。今回議案として上がっている建築工事、空調設備工事が今ございますが、あと電気設備工事、給排水設備工事、電気通信設備工事ということで現在、公告中でございます。以上です。

○平原委員

係留飛行のいきさつ等についてはわかりました。

私が質問したのはこれだけではなくて、地元等の意見をどういうふうに吸い上げられたのかということで、東のほうにマンション等がありますよね。その辺からの苦情ではないんですけども、どういった御意見とか心配事とかが出たのか、それに対して執行部がどういった対応をしたのかというのが聞きたいわけでありまして。地元との対策ですね。

それと88号ですが、中には、例えば、九電工と有明電設ですが、全く違う会社ではあるんですけども、これは関連会社ですよ。そういったところでも、こういう J Vを組むことができるというふうになっているんですかね。以上です。

○古賀観光振興課長

今御質問のありました係留の後のことですが、直接そういったマンションの方々に全て聞き取りを行ったということではございません。我々のほうに、その後、自治会長さん等を通じてお話があった分が、先ほど言いましたインフレーター之音につきましては、まさにそのマンションの方からの御意見だったということでお伺いしております。

その後、係留はその後そこでやっておりますので、先ほど御説明しましたように、今後、バルーンミュージアムが完成した後にそこで係留をやるということにつきましては、

これから検討をしながら、どういった方法をとるのかということを考えていきたいと思っております。

○三島契約検査課長

先ほどの関連会社に関する部分でございます。

J Vの場合、関連会社同士でJ Vを組んで入札に参加すると。このことに関しては、問題ございません。

関連会社が別の業者と組んでJ Vとして参加する。さらにもう一つの関連会社がまた別の業者と組んでJ Vとして参加をする。そうすると、その2つのJ Vが適切な入札を行う上でそれを認めることがいいのかということになってまいりますので、そういった組み合わせで来た場合は、その2社とも入札参加資格というのは認められないと。

今回の場合は、関連会社同士で1つのJ Vを組んで入札に参加ということでございますので、問題はなしということで判断いたしております。

○山下明子委員

ちょっと戻りますが、係留の話のところ、マンションの方から直接いろいろとはその後聞いていないということだったんですが、集まってきた方たちはそこにバルーンがあるから、おもしろいし、そんなにうるさく感じないと思うんですね。

それで、マンションって結構音が響くんですよ。上のほうほど聞こえるとか、もう本当に夜なんかちょっと外で話しているのすら聞こえてくることがあったり、窓をあけていたら結構すごいとか、ほかの人は知らないでしょうけど相当聞こえているということがあるんですね。

なので、管理組合を通して、きちんとアンケートをとるなり何かということをししないと、自治会だけでは多分すくえない部分というのはあると思うんですね。

だから、そこはもう少し気をつけて対応したほうがいいと思うんですけども、管理組合との話し合いとか、そこら辺は考えてこられたんでしょうか。

○古賀観光振興課長

この前に、管理組合とはお話をしていると思います。

ただ、した後に、今おっしゃったように、細かいところまでの聞き取りというのはできておりませんので、そこはまた検討していきたいと思っております。

○池田経済部長

マンションは結構音がうるさいからというお話がございましたが、要は、バルーンの係留をどれぐらいの頻度でやるかというのが非常に大きいと思うんです。

それで、日常的にしょっちゅうバルーンの係留をここでやるということは考えておりません、実際にバルーンの大きさというのを皆さんに実感していただくという意味で、ここは駐車場でもございますので、そういう場をですね、皆さんに見ていただく場を提供したいということで、時々、バルーンの係留をやりたいと思っています。

それで、バルーンミュージアムを見ていただいた後に観光としてのバルーンを見ていただく場所としては、今、どんどんどんの森がバルーンの係留をやった場合に非常に環境もよくて、皆さんにごらんいただく場所として非常によかったということがありますので、観光としてバルーンを活用する場合には、係留の場所としては、どんどんどんの森等を使いたいというふうに考えておりますので、日常的に頻繁に、しかも朝とか晩とか皆さんにとって非常に迷惑になるような時間帯に係留をやるということは考えておりません。

○山下明子委員

わかりました。

そこだけでというと、非常に狭いエリアで、駐車場も潰しながらということで、なかなか難しいと思いますので今の話はわかりましたが、どん³の森だけじゃなくて、ちょっとこういう話を聞いてみましたら、駅から列車が着いたときに、ライトファンタジーのときには、ぱっと光が見えてきれいだというのと同じように、駅からおりたときのインパクトを考えたときに、駅前開発の中で何かそういうことも考えたらどうなのかという話はちょっとあったんですね、係留の場所として。

だから、ここを必ず係留をする場所だというふうに位置づけないということであるならば、本当は中央大通りの計画全体としてはそういうところもぜひ考えたほうが、どん³の森もいいんですが、ぱっと見てよし行こうと思うかどうかというときには、ちょっとそういうインパクトということは御考慮いただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。これは意見ですが。

○重田委員長

ほかに。

済みません。資料がちょうどでき上がりましたので、配付してもらいます。

◎追加資料配付

○重田委員長

そしたら、説明をお願いします。

◎経済部3の資料 説明

○千綿委員

青少年センターは、今の青少年センターの管理運営費と比較してどのくらいかということをおちょっと教えてくださいというのを言っていたんですが、もしよければ口頭でもいいので、現在の年間の青少年センターの運営費を教えてください。

○中島社会教育副部長兼社会教育課長

今、青少年センターの管理運営費は、人件費等を除いて約850万円ほどでございます。

○山下明子委員

今の3の資料ですけども、設計とか工事はそれぞれにかかる実際の額かなと思うんですが、監理委託費はこれは面積ごとなんですかね。施設の割合で出されているんでしょうか。

それとも、それぞれに工事、監理を別々にされるんですかね。どういう形でなされるんですか。

○建築住宅課建築一係長

工事の監理業務委託ですけども、これは工事費に基づいて算出しております。ですので、青少年センターとバルーンミュージアムおのこの工事費に対しての監理業務委託費になります。

○山下明子委員

割合で出されているということで、実際の工事監理業務そのものは一体的にされるということでもよろしいんですかね。それぞれ青少年センターの部分、バルーンの部分というふうに分けるわけではないわけですよ、工事監理の業務自体が。

○建築住宅課建築一係長

業務につきましては一緒に業務を、青少年もバルーンも監理業務を行うこととなります。以上です。

○千綿委員

済みません。この監理委託料というのは工事の監理なんですか。という理解でいいですか。

○建築住宅課建築一係長

工事の監理業務になります。

○千綿委員

じゃ、青少年センターの年間の委託料というか、管理運営費というのは、新しいところはどのくらいということで一応予定をされているんですか。

今は850万円でしょ。新しくできますよね。そのときの年間の、例えば運営費はどのくらいかかるのかというのをちょっと聞きたい。

○社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長

バルーンミュージアムとかぶる部分、例えば、清掃であったり、ビルそのものの警備であったり、その辺は青少年センターだけ、バルーンミュージアムだけという話にはなりませんので、その辺につきましては、社会教育課のほうと観光振興課のほうで今あわせて検討を進めておりますので、新しいセンターの管理委託について幾らというのは、済みません、今、詰めている状況です。

○重田委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、第87号議案及び第88号議案の審査を終わります。

執行部の皆さんは退室していただいて結構です。

◎執行部退室

○重田委員長

本日の審査に伴う主な質疑、意見等は必要に応じて、経済産業委員会の審査報告の中で補足して口頭報告を行うこととなります。

口頭報告に関して、御意見等がありましたらお願いいたします

○千綿委員

前から私は思っていたんですけど、結局、入場料とか運営費とかは検討しとらんじゃないですか。本来、やはり年間の維持費がどのぐらいになるのかというのは出してもらわないと、なかなか審査できないと思うんですね。そこら辺はちょっとやっぱり言っていたきたいなど。だから、前に僕も出しましたが、商工ビルのときも7万人の予定が、実際1万数千人は少なくなっているじゃないですか。そういうところは、目算がやっぱり甘いわけですね。

そこは、やはり建てるために土地だけ先行取得して、また建設費がこれだけ膨らんで、結局後でどんどん膨らんでいっているという感覚しかなかわけですね。だから、そこはもうちょっとやっぱり審議するときに資料として、例えば、他のバルーンミュージアムの入場料はこのぐらいですと、そのぐらいの資料ぐらいは、今回このぐらいにしたいというのは条例案件だからわかるんです、出せないのも。でも、ほかの事例を列挙して出すとかやっぱりやらないと、審査自体がそのぐらいのことであればやれないということも絶対思いますので、そこはぜひ入れていただきたいと思います。

○重田委員長

ほかに。

あとは経済産業委員会の正副委員長で調整させていただきますので、よろしくお願いたします。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、以上で経済産業委員会及び文教福祉委員会の連合審査会を閉会します。

文教福祉委員会

平成27年9月25日（金）
午前9時02分～午後1時15分
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・教育委員会 東島教育長、西川副教育長兼こども教育部長、江副社会教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたしたいと思います。

それでは、最初に、経済産業委員会と連合審査会の開催についてお諮りをいたしたいと思います。

経済産業委員会に付託されました第87号議案 バルーンミュージアム（仮称）整備・青少年センター移転改修（建築）工事請負契約の締結について、及び、第88号議案 バルーンミュージアム（仮称）整備・青少年センター移転改修（空調設備）工事請負契約の締結についての審査につきましては、当委員会とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、第87号議案及び第88号議案の審査については、連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に、審査日程についてでございますが、先ほど決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元に配付しております審査日程（案）で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査をしたいと思います。

なお、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出

ください。

それから、これは申し添えておきますが、昨晚の議運の中でもお話がございましたとおり、一連の問題について審査に影響があるようなことは決してあってはならないということで、議運のほうでも一定の終了をしたということでしたしております。各委員長の判断で、そのことについては各委員にもう一度確認をして、公正公平なる審査をぜひしていただきたいというふうに思っております。

それから、経済産業の委員長とも話をいたしてございまして、やはり2つの議案を連合でやりますので、時には文教福祉委員会のほうでバルーンミュージアムのことについても質疑が出るかもわかりませんということについては、これはお互いにクロスすることは御了解いただいております。ただ、御承知のとおり、あくまでも契約議案に関してでありまして、その手前のほうに戻っての議論、質問はできませんので、その点は十分御留意いただいて、契約事案については、むしろ自由に審議をしていただきたいということでございます。これも申し添えておきたいと思っております。

それから、連合審査会の席次について、正副委員長協議の上、お諮りしている席次表のとおりといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで一旦文教福祉委員会は休憩といたします。連合審査会后、再開して引き続き議案審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま御決定いただきましたとおり、経済産業委員会との連合審査会を午前9時10分から開催いたしますので、大会議室に御移動をお願いいたします。

◎午前9時06分～午前10時30分 休憩

○堤委員長

文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、議案審査に入ります。

第73号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳出第10款関係分 説明

○堤委員長

ただいま説明をいただきました。この説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思っております。

○山下明子委員

65ページの「地域のまなび合い」支援事業費補助金ですが、勸興と嘉瀬のそれぞれの内訳と、対象経費の9割ということですが、それぞれ対象経費というのはどの部分になるかについてお願いします。

○鶴協働推進課長

お答えいたします。

勸興と嘉瀬、それぞれの事業費につきましては50万円ということになっております。それぞれ同額の50万円で、今回、補正予算に計上している部分が全て補助対象経費ということになっておりまして、その9割ということで、90万円の県からの補助金という形になっております。

○山下明子委員

嘉瀬の場合は今さっき聞いていると、講座をつくる、それからパンフレット作成とか、講座の映像化というふうな言葉が出てきたんですが、勸興の場合は、どの部分になるんですかね。つまり、これはそのときだけじゃないですか。「集まれ水曜」なんかはずっとやっている事業なんですよ。その中で、今回、何に使うんですかっていう意味での対象経費を聞いています。

○鶴協働推進課長

申しわけありません。説明が不足しておりました。

今回補正をいたしておりますのが、65ページ、報償費34万6,000円を出しております。これにつきましては、勸興のほうで21万3,000円の報償費ということになっておりまして、これは講師謝礼という形でお支払いをするものになっております。

あと、勸興のほうでいいますと、次のページ、67ページ、旅費の費用弁償に13万8,000円ございますけれども、これにつきましては、シニア世代の暮らしの課題に対する取り組みの先進地ということで、長崎市のほうを見に行くといったもの、それと、講師の先生を呼んで講座を開いていただきますけれども、東大教授に来ていただく予定をしておりますが、その講師の費用弁償旅費という形になっております。

あと、勸興の分でいいますと、14節の車の借上料、こちらのほうが長崎市の城山南部自治会で先進的な取り組みをされているということで、バスを借り上げてまして先進地の視察を行うと、こういった内容が主なものとなっております。以上でございます。

○山下明子委員

ということは、ずっとやっている取り組みだけれども、ことしはこれがつきましたよという位置づけになるわけですね。

○鶴協働推進課長

おっしゃるとおりで、継続してやっている事業ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、地域で支える仕組み、裾野を広げる取り組みをすることで講座を開いて、ボランティアで参加していただく人たちとか、そういったものの裾野を広げるという取り組みをして、この取り組みの強化を図るということで、今回は県の補助事業を使った、こういう取り組みをやりたいということで考えております。

○山下明子委員

そうすると、これは市が選んだんですか、県が選んだんですか、それとも地元が手を挙げるといふ形なんですか。

○鶴協働推進課長

公民館を交えて地元のほうでお話し合いをしていただきまして、地元のほうから話が上がっております。で、それを協働推進課、市のほうで受けまして、県と協議をして、こういう形であれば補助にのせられるよということの内諾をいただいたという形になっております。

○山下明子委員

これは、ほかの地域もちゃんと声がかかった上で、こういうふうになっているんですか。

○鶴協働推進課長

公民館を通じて地域のほうに、県からの補助事業がありますけれども、取り組みはありませんでしょうかということをお声かけしております。

○川崎委員

さが段階チャレンジ交付金の件でお聞きしたいんですけど、ちょっとわからないものから。

9番目に久保田の面浮立保存会ということで、この交付金が76万9,000円ですか。この流れですね。例えば、これが可決すれば、このお金が誰の通帳に行くのか、代表に行くのか、どのような形で金が流れて行くのか、その点を教えてもらいたと思います。

○宮崎文化振興課長

基本的には今回、保存会ということで申請をされていますので、保存会で通帳を持っておられるかはちょっとわかりませんが、持っておられなければつくっていただいて、その保存会の通帳に、佐賀市のほうから補助金として入金するという形になるかと思っています。

○川崎委員

保存会といっても、会長なのか、会計に行くのか、その流れというのはどうなるんですか。

○宮崎文化振興課長

個人の方に行くことは、基本的にはないと思っています。保存会の通帳は、保存会代表何とかという名前がついているのかもわかりませんが、保存会の通帳に入金して、保存会で使っていただくということですので、個人の方に行くことはないというふうに認識しております。

○川崎委員

そしたら、これは例えば、通帳がなければ何に使ったかわからんものですから、最終的に、このチェックは市がするんですか、県がするんですか。使い道ですね。

○宮崎文化振興課長

佐賀市として補助金を交付いたしますので、実績報告のほうは佐賀市で受けましてチェックをしますが、最終的には県の交付金ですので、協働推進課のほうでまとめて県のほうに出すという形になります。

○山下明子委員

今の部分で、今回はここだけが申請をされたんですかね。今まで結構似たような交付金事業で、祭り関係の道具をそろえたりというのがあったと思うんですが、この伝統芸能関係で、まだ漏れているところとか、声がかかっていないだとか、そういうところはないかどうかあわせてお願いします。

○宮崎文化振興課長

今回は、文化振興課関係では、申請はこの1件だけでした。で、1件が採択をされたというところでございます。

先ほどの総務部2の資料で、6番の協働推進課のところですね、これも伝統芸能の浮立なんですけど、これは事業主体がまちづくり協議会ということで、庁内の割り振りですね、まちづくり協議会の事業は協働推進課のほうでということになっていますので、協働推進課で受けてもらっていますが、内容としては、これも浮立——尼寺浮立というふうに聞いていますけれども、浮立関係になっています。

6月議会のときに、同じチャレンジ交付金で10件ございました。そのときも、私どもが把握している保存会のほうに周知を図っておりますし、あと自治会とか、もちろん、まちづくり協議会とか、そういったところにも周知はしておりますので、ある程度出てきているかと思えます。今回につきましても、6月の中旬ぐらいから追加募集があるという話がありましたので、同じように保存会のほうに周知をしたのと、ちょうど私どもが単独でやっている地域文化保存継承支援事業というのがありまして、それがちょうど6月末までの締め切りにしておりましたので、一応そちらのほうに申請をしたいと言われる団体の皆さんにも、実はこういうのがありますよと。で、地域文化保存継承支援事業のほうは、金額も30万円が上限ですし、補助率も3分の1とか、3分の2ですので、ひよっとしたらチャレンジ交付金のほうが有利になるかもしれないので、どうですかというお声かけはしておりますけれども、結局そこから流れたのはなく、今回1件だけということでございました。

○川崎委員

71ページのスポーツパーク川副、うちの地元ですけど、これは工事の期間はどのようになっているのでしょうか。

○スポーツ振興課管理係長

体育センターの工事の期間についてですけども、今の予定でいきますと、10月5日から翌年の平成28年3月中旬ごろの完成を見越して、今、作業に取りかかっているところですよ。以上でございます。

○川崎委員

そしたら、今現在、この施設も、新体操、バレー、バスケット、卓球、いろいろと活用しているんですけど、今後、スポーツされている市民の方々への対応というのはどうなっているのでしょうか。

○スポーツ振興課管理係長

工事期間中につきましては、閉鎖という形をとらざるを得ない状況になりますので、市内の各体育施設に分散するというような形を利用者の方にはとってもらおうということになりますけれども、一応、工事にかかる前に、管理者のほうと十分な打ち合わせを行いまして、その辺、利用者のほうに支障がないような配慮を行うことで工事を進めていきたいと考えております。以上です。

○川崎委員

その点は、利用者の方々に徹底して指導してもらいたいんですけど、10月5日から翌年の3月まででしょう。我が川副町は、成人式はこの施設でしているわけですよ。そしたら、成人式はどこでするんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

川副町の成人式につきましては、スポーツパーク川副の体育館を使わせていただいております。今年度については、どうしても耐震改修関係で大規模工事が入りまして、1月は使えないということで、現状としては、南川副小学校の体育館を活用したいということで考えているところでございます。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、引き続きこども教育部の議案審査に入ります。

まず、第91号、第92号、第93号及び第94号議案を一括して審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第91号議案 勸興小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第92号議案 鍋島小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第93号議案 高木瀬小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第94号議案 巨勢小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

4つの議案で、それぞれの延べ床面積と申しますか、建築の面積と工事の規模について御説明いただきたいと思っております。

あと、第91号、第92号と第93号、第94号で工期が7カ月ほど違うんですけれども、その理由についてお願いします。

○建築住宅課参事兼建築二係長

学校の延べ面積ですけれども、勸興小学校、普通教室棟が2,809平米、管理棟が2,764平米、これは2棟工事を行います。

鍋島小学校ですけれども、管理棟が2,192平米、普通教室棟が2,667平米、こちらも2棟工事を行います。

高木瀬小学校が、管理、普通教室棟の工事を行いまして、面積が2,454平米です。

巨勢小学校が、普通、特別教室棟の工事を行いまして、2,270平米です。

工事の内容は、まず、耐震補強を行います。箇所数は、学校で数が違います。内部のほとんどの内装を改修する工事で、今年まで行っていたほかの学校と同等の工事を行います。

2棟行うところは1期、2期に分けて、1棟終わってからまた引っ越しを行いまして、次にまた七、八カ月かかりますので、1棟と2棟で工期がその分違っております。

○平原委員

第91号、第92号、第93号、第94号までですね。それぞれ4共同企業体、5共同企業体、8社、9社となっていますけれども、それぞれの案件について、これは資料の請求でありますけれども、他のJVとか、単独とかの応札金額ですね、その一覧をいただきたいと思っております。

それと、第91号、第92号についての開札が8月3日でありますけれども、第93号、第94号については8月7日というふうに聞きましたので、その理由というのを伺いたしたいと思います。

○堤委員長

まず、資料請求がございましたが、対応できますか。

○三島契約検査課長

入札経過ということで、ホームページ等に公表している分がございますので、そちらのほうで対応するという事によろしいでしょうか。

○堤委員長

はい、結構でございます。

○三島契約検査課長

2点目でございます。8月3日の開札と8月7日の開札に分かれているということでございます。

今回、JV案件が建築に関しては3件ございました。で、単体の案件につきまして4件ということで、このように一度に大型案件が集中するという経験は初めてでございます。そういった中で、平成26年度等の各入札の参加状況とかを私どもも見ております。その中で、JV案件になりますと、どうしても2社ないし2JVなり、3JV、あるいは多くても4JVとかという形。単体案件になりますと若干ふえてまいります。6とか、7とかということもございます。ただ、それを2つ一度にやって、しかも同日落札制限をかけてということになってまいりますと、入札自体が成立しないといったような事態も考えられます。

先ほどの連合審査の中でも出ておりましたが、やはり後ろが決まっている部分もございませうけれども、できるだけ業者の方を幅広く決めたいということもございませうし、入札の不調もなくしたい。ただし、競争性も確保した上でやっていきたい、そういったところを踏まえまして、今回は、JV案件につきましては3日の開札、単体の案件につきましては7日の開札ということで予定を組ませていただいたところでございます。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第91号、第92号、第93号及び第94号の議案の審査を終わります。

次に、第73号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第3号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)、第3条(第3表)英語指導助手派遣業務委託料、学校給食調理等業務委託料 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ございませうか。

○平原委員

71ページの学校給食費の学校施設環境改善交付金、これは1,353万円が不採択となったということで、1,290万円の合併特例事業債で対応したということですが、交付金が不採択となったという点について、もう少し詳しく言ってください。

○梅崎学事課長

これにつきましては、国のほうへ補助を要望いたしておりましたけれども、当初、財政力指数についての条件はなかったんですが、地方公共団体から要望する計画の規模が予算を大幅に上回ったということで、国のほうから、財政力指数が0.33未満の地方公共団体に、——これは学校給食施設整備事業についてですけれども——条件が付されたところです。それで不採択となったところでございます。で、市の財政力指数につきましては、0.63でございます。以上でございます。

○平原委員

交付金申請する時点で、これはわかっていたのでしょうか。出した後にそういう通知が来たのでしょうか。

○梅崎学事課長

計画書を出した後に条件がついて、不採択となったものです。

○山下明子委員

これは、初めて申請をしたわけではないと思うんですが、これまで何回か申請して、活用もされてきたものかと思いますが、その辺はどうなんですか。そして、この不採択というのは初めてなのかどうか。

○梅崎学事課長

給食施設の改築について計画書を出したのは初めてでございます。

○松永憲明委員

債務負担行為についてなんですけれども、学校給食費等の業務委託料、4校の学校別の委託料、それから、食数等もわかればお願いしたいんですけど。

○梅崎学事課長

委託料につきましては、まだ予算の段階ですので、大まかなところで。

循誘小学校が約4,000万円、赤松小学校が4,900万円、鍋島小学校が6,000万円、開成小学校が4,700万円でございます。

食数でございますが、平成27年度で循誘小が464、赤松小が659、鍋島小が913、開成小が576でございます。

○松永憲明委員

委託料は、前回から比べて増減等があるのかないのか、そこら辺わかりますか。

○学事課保健体育係長

この予算につきましては、人の配置を佐賀市の嘱託職員とか、パート職員でした場合に置きかえた場合の金額で予算を上げております。新規の民間委託と同じような形で、再度計算をして上げておりますので、金額的にふえているものもでございます。

赤松小学校が100万円程度ふえております。あと、開成小学校につきましても20万円程度ふえているところがございます。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第73号議案の審査を終わりたいと思います。

次に、第12号報告について説明をお願いいたします。

◎第12号報告 平成26年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、議員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、次に第14号報告について説明をお願いいたします。

◎第14号報告 専決処分の報告について 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

参考までに、こういう草刈り機を使つての除草作業というのは、PTAなどではされないですかね。

○中村学校教育課長

夏休み等に全校一斉にPTAと協力してするようですね、大体夏休みの後半の日曜日等に行っておりますが、そういう場合は行っておりますが、今回の場合は平常の草刈りということなので、平常は大体事務員のほうが定期的に行うことになっております。

○山下明子委員

もしPTAの人と一緒にやった場合にはどういう対応になりますか、参考までに、こういうケースは。

○中村学校教育課長

PTA行事の場合は、もし事故等があった場合には、PTAの保険のほうから出る形になっております。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で、こども教育部に関する議案の審査を終了いたします。

こども教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○堤委員長

5分ほどトイレ休憩いたしましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

今、30分前ですから、じゃ、35分から始めます。少しの時間ですが、お願いします。

◎午前11時30分～午前11時35分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

保健福祉部の議案審査に入りたいと思います。

まず、第73号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第4款第1項、第3条（第3表）生活困窮者自立支援事業委託料 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最後の生活困窮者自立支援事業委託料ですが、1社随契から今度はプロポーザルで公募をすと言いつつ、常勤職員を6人から7人にするとかですよ、そういうこと自体はこちらで決めるというか、そういう条件を付すわけですか。どういう形になるんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

先ほども御説明しましたけれども、今回、学習支援事業について重点的にやっていくということですので、そういった事業をこちらのほうである程度策定しまして、そのためにうちの人員体制を強化するということですので、当然そういう事業内容についてはこちらで決定し、プロポーザルの要件の中にそれを盛り込んで、その体制でできる事業者を選定するという形で考えているところでございます。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この事業はもう3年目に入りましたが、今6人体制でやっております、最低6人体制は維持しつつ、さらに学習支援のほうに力を入れたいということで、最低7人の人数が必要であると考えておまして、プロポーザルのときに事業者が、例えば8人、9人でもできますよという内容で応募してくれば、それはその中で審査をしていくと。佐賀市としては、最低この人数は確保してほしいということは、仕様書の中で加えたいというふうに考えているところでございます。

○山下明子委員

ちなみに、こういう活動をされているところが、県内とか、見当たる範囲内にあるのかどうかということと、6人を7人にするとかいうのは、今のSSFに委託して進めてきた中で、ずっと積み上げてきた経験値で判断されているんだと思うんですけれども、支払いの

内容がこの範囲内だということですよ、予算の上限がこれだと。

それで、もし、人数はふやしますよということになると、当然そこのスタッフの賃金が低くなる可能性もある、要するに人数をふやせばですよ。となってくると、それはそれでちょっとどうなのかなということにもなっていくと思うんですが、こういう場合の委託費というのは、結局、人件費として見ていくのか、事業の取り組み内容とあわせて、そこら辺もきちんと見ていくのかどうかという考え方はどうなんですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

まず、業者があるかどうかということでの御質問については、佐賀県の事業につきましては、10町の所管をされておりますけど、佐賀県については現在、自立相談支援事業については佐賀県社会福祉士会、就労準備支援事業についてはアイエスエフネットライフ佐賀、それと、家計相談支援事業についてはグリーンコープ生活協同組合さが、それと、県内には、幾つか事業を受注されているところがあるということで、そういったところが応募されてこられる可能性はあるかと思っております。

それから、人件費の考え方を改めて申し上げますと、このプロポーザルの審査の中では、職員が今までどういった相談の経験をされてあるのかとか、有資格とか、そういったことも審査対象になってきますので、非常にいい人材をこの事業に充てますよということで、それでも安くしてこられるところは、それはそれとして評価せざるを得ないと。ある程度の経験年数ですとか、資格というのは非常に重要視しておりますから、必然的に。私が今、最低7人と申しましたけど、例えば9人、10人とされてきても、じゃ、経験とか資格を持っている方が配置できるかというのは、そこは提案を聞いてみてからの話になるかと思いません。

○山下明子委員

本当に提案を聞いてみてからだとは思いますが、マンパワーの問題になってくるし、どういう方をどう確保するかということが条件になるのかもしれないけれども、少なくとも生活困窮者自立支援という事業をやる上で、官製ワーキングプアみたいな話に絶対にならないように、そこは委託したその先で、期限を切って、そこで働いているスタッフの方が大変な状態になっていきますよだとか、そういうことにならないように、そこは発注する側としては、きちっと考えておいていただきたいというふうに思います。

これは本当に意見なんです。一応、踏まえておられますよね。確認です。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

当然、先ほどの分につきましても、人員体制の強化ということで、人件費もその分を当然増額した形での委託料としておりますので、おっしゃるように、決まった業者につきましては、そういった内容について、こちらのほうからしっかりと指導はしていきたいと思っております。

○松永憲明委員

学習支援事業は340万円の増というお話でしたけれども、現在は幾らの金額になりますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

学習支援の人件費については、今、常勤ではなくて、特に学習会の補助支援員ということで、人件費分として約240万円を見ておりますが、今回、580万円程度を見込んでおります。人件費だけです。

○松永憲明委員

そうすると、現在、6人で240万円というような考え方になると思うんですね。それは違うんですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

今申し上げたのは、学習支援だけの部分で、全体の人件費ということによろしいですか。そしたら、平成27年度は、常勤が6人と学習会のときだけの支援員等含めて、人件費としては約2,660万円、平成28年度は、常勤7人と学習会のときの職員分として、合わせまして約3,040万円程度を見込んでおります。人件費だけで約370万円の増加で積算しております。

○高柳委員

保健福祉部のほうで、SSFへの関連事業がいろいろありますが、今現在、どのくらい委託されていますか。何件ぐらい。事業名と件数を。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この事業ともう一つは、職員の相談対応能力向上事業というのを生活福祉課の方でやっております。

○高柳委員

委託の中身で、SSFとの関係が非常に強いように思われます。強いというのは、僕は非常にいい評価をしています。

何でかという、やっぱり業者がかわると、人の相談事というのなかなか1からという……。そこにつき合われた中身がずっと解決策としていくような中身であってほしいと願っていますので、この生活困窮者自立支援の委託、今度は公募ですよね。そういう中において、現在、SSF以上のサポートができるような事業者等があるのかどうか、情報として持っておられれば教えていただきたい。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

最初に申し上げましたとおり、県の受託事業者などを候補としては考えております。ただ、県の事業もされてありますので、今度の佐賀市のプロポーザルに御参加いただけるかどうかは別として、県の自立相談、就労準備、家計相談、それぞれ3事業者が受託をされておりますので、このあたりが可能性はあるかなと思っているところでございます。

○高柳委員

それでは、SSFの方が、県の事業支援等に絡んでおられるかどうかはつかんでおられ

ますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この事業と違いまして、県の子ども・若者総合相談センターの事業は、同じ場所で受託をされております。主に、子ども、若者の相談に応じる事業でございます。

○高柳委員

これはもう要望ですが、せっかく佐賀市とSSFが築き上げたものというのが、非常に効果があると私は見えていますので、癒着とか、そういうものはいけないんですが、ぜひそういうことを考えながら、ここに該当される方が相談に来られるときは、やっぱりそういうもろもろのやつも加味しながら、新しいものをどうこうっていうのが、いいか悪いかは別の論議として、公正な選定をされると思いますので、そう願っております。以上です。

○堤委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第73号議案の審査を終わります。

次に、第74号議案の審査を行います。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第74号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第74号議案の審査を終わります。

次に、第75号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第75号議案 平成27年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、以上で保健福祉部に関する議案の審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、現地視察について確認をいたしたいと思いますが、現地視察についてはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察はないということでいたしたいと思います。

議員の皆様にお諮りいたします。ちょうどお昼になりましたが、あと、決算審査の意見・提言の取りまとめという作業が残っております。そんなに時間はかからないんですが、お昼になりましたので、ここで休憩をとりましてということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

再開は1時ということでいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように取り計らいたいと思います。一旦休憩いたします。お疲れさまでした。

◎午後0時00分～午後1時00分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を引き続き再開したいと思います。

午後の分では、まず第1に、決算審査での意見・提言の取りまとめということでございます。

9月8日の委員会において取りまとめた決算議案での意見・提言ですが、28日の委員会において附帯決議として採決した上で、10月2日の本会議において、決議案を委員長名で提出する運びとなっております。

附帯決議の案文については、先日の案文から若干字句の整理をいたしまして、お手元にお配りしているような形でまとめております。変更等につきましては、ごらんとおり、赤字とか、斜線で消したりとかいう形で比較できやすくしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

そこで、この先日まとめた意見・提言を行う理由・背景については、決議には記載せず、市長に送付する際に、資料として添付することになっております。内容等について御確認いただき、字句等の修正がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

◎附帯決議案文に関する委員間協議

では、こういった文案でいくということで御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、このような内容で、28日に附帯決議の採決を行いたいと思います。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたしたいと思います。

次の委員会は、28日月曜日、午前10時に再開いたします。